

特別徴収のしおり



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

市区町村コード：112305

目次

特別徴収事務の取扱要項	1
退職所得の税額計算方法	2
納入書の記入、修正について	3
指定金融機関一覧、納入場所案内	4
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	5
給与所得者異動届出書記入例【普通徴収へ】	6
給与所得者異動届出書記入例【一括徴収】	7
給与所得者異動届出書記入例【転勤】	8
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	9
特別徴収切替届出（依頼）書記入例【特別徴収開始】	10
特別徴収切替届出（依頼）書	11

こんな時は、早めの手続を！！

- 事業所が **移転・名称変更・合併・分社化** した場合 → 変更届 (P5)
- 従業員を **新規採用したので特別徴収** をしたい場合 → 切替届 (P11)
- 従業員が **退職・休職・転勤・死亡** した場合 → 異動届 (P9)



外国の方が帰国される場合は、一括徴収に御協力ください！！

◎新座市ホームページ ※各種届出書のダウンロードはこちらから



検索エンジンで検索する場合は

「給与特別徴収に関する様式のダウンロード」をクリック

問合せ先 新座市役所

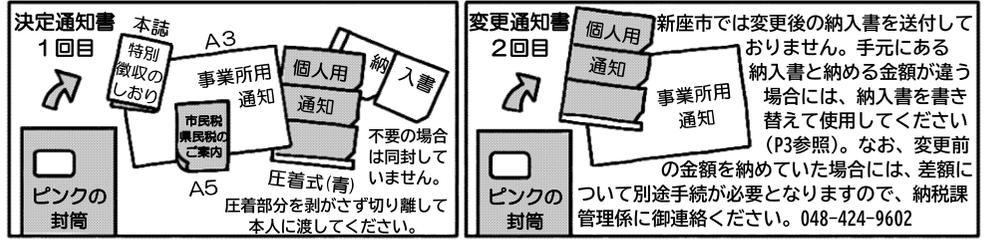
〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

■課税内容・各種届出書について → 課税課 048-424-9601

■納入・還付について → 納税課 詳細は4ページへ

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日及び年末年始を除く）

■特別徴収に係る主な手続



督促が届いた！ じゃあにや... 新座市在住のAさんは先月に退職したはずなのに...

提出しましたか？ 異動届出書は

事業所には特別徴収の義務がなくなりますが、別途異動届出書(P9)を提出していただく必要があります。既に提出済みの場合は行き違いですので御了承ください。

届け！

オフィスが移転して綺麗になったにやあ。経理関係が別の支社の担当になったし、書類の送付先を変更しなちゃ。

事業所が移転した場合の手続

各自体に変更届出書(P5)を御提出ください。事業所の所在地とは別に送付先を設定する場合は必要事項を記入してください。

変更届で支社を送付先に設定するにや。

納期限が過ぎてしまったにや... しまった

納税課に連絡してください。048-424-9602

延滞金の確認と、今後の手続について御案内しますので、納税課管理係に御連絡ください。

従業員が引っ越したが、何か手続をする必要があるのか

引っ越し作業もあと少しにや

住民税は課税する年の1月1日に居住していた自治体で1年分課税されます。このため、引っ越しをしても納入先の自治体は変わらず、事業所が現在徴収している住民税について追加でしていただく手続はございません。ただし、毎年1月末までに提出する給与支払報告書の提出先は変更になりますので御注意ください。

異動届出書 9月まで徴収しました。

あちゃー...

以前提出した異動届出書の内容に誤りがあった場合

再度正しい内容の異動届出書を提出してください。その際、右下部に朱書きで訂正分である旨を記入してください。

訂正

異動届出書 8月まで徴収しました。

特別徴収事務の取扱要項

1. 特別徴収税額（月割額）の納入方法、納入期日、記入方法

各納税者から毎月徴収した月割額（同封した給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書に算出して記載してあります。）の合計額を納入書又は地方税共通納税システム、インターネットバンキングで翌月の10日（土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日）までに納入してください。納入場所はこのしおりのP4又は納入書裏面に記載してある金融機関等になります。分離課税に係る所得割（退職所得）がある場合は、同じく徴収した月の翌月10日までに納入書裏面の納入申告書にも必要事項を記入し、特別徴収税額とあわせて納入してください。（P2参照）

2. 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所であり、地方公共団体の徴収金に対し滞納していない場合には、市長の承認を受けることによって、毎月徴収した特別徴収税額（月割額）を12月10日と翌年6月10日の年2回で納入することができます。なお、承認申請書を御希望の場合はホームページに申請書を掲載していますので記入の上、課税課に御提出ください。

3. 納税者（従業員）の異動があった場合（退職、休職、転勤、死亡、入社など）

納税者（従業員）に異動があった場合には、異動のあった月の翌月10日までに、このしおりにある「給与所得者異動届出書」（P9）に該当事項を記入の上、課税課に御提出ください。転勤して引き続き特別徴収を行う場合は、新たな勤務先を経由して御提出ください。新たに特別徴収を希望される場合には、このしおりにある「特別徴収切替届出（依頼）書」（P11）に該当事項を記入の上、課税課に御提出ください。なお、通知の発送は原則届出書を受理した月の翌月末となります。あらかじめ御了承ください。

4. 月割額を納期限までに納入しなかった場合

(1) 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に下表の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

・ 納期限の翌日から1月を経過する日まで	{ (平均貸付割合 + 1%) + 1% } 又は 7.3% のいずれか低い方
・ 上記の期日以降	{ (平均貸付割合 + 1%) + 7.3% } 又は 14.6% のいずれか低い方

平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合です（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項）。

(2) 納期限までに税金が完納されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します（地方税法第329条）。

(3) 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合は、差押処分を受けることになります（地方税法第331条）。

5. 特別徴収税額の変更等

特別徴収税額に変更が生じた場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更後の月割額によって納税者（従業員）から徴収し納入してください。なお、変更後の納入書については送付していません。当初送付した納入書を修正の上、御使用くださいますようお願いいたします。（P3参照）

6. 電子（エルタックス）受取について

電子にて税額通知を受取希望された事業所につきましては、別途エルタックスを介して通知していますので、そちらを御確認ください。

退職所得にかかる市民税・県民税の税額計算方法

退職所得が発生したとき、その退職所得に係る市民税・県民税は退職所得の支払者が特別徴収することとされています。特別徴収した税額は、退職手当等を支払った翌月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに納入し、同日までに退職所得に係る「市民税・県民税 納入申告書」（納入済通知書の裏面）等の必要書類を提出してください（特定の役員の方は特別徴収票の提出が必要です。）。

納入先及び書類の提出先は、退職手当等の支払を受ける従業員が支払を受けるべき年の1月1日現在において住所を有する市町村となります。

退職所得についての詳細は新座市ホームページを御覧ください。 検索する場合は



退職所得の概要についてはこちら
「退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収」



税額の計算方法についてはこちら
「退職所得に係る市民税・県民税の計算方法」

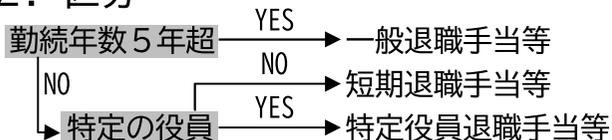
退職所得控除額 早見表

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
1年	80万円	26年	1,220万円
2年	80万円	27年	1,290万円
3年	120万円	28年	1,360万円
4年	160万円	29年	1,430万円
5年	200万円	30年	1,500万円
6年	240万円	31年	1,570万円
7年	280万円	32年	1,640万円
8年	320万円	33年	1,710万円
9年	360万円	34年	1,780万円
10年	400万円	35年	1,850万円
11年	440万円	36年	1,920万円
12年	480万円	37年	1,990万円
13年	520万円	38年	2,060万円
14年	560万円	39年	2,130万円
15年	600万円	40年	2,200万円
16年	640万円	41年	2,270万円
17年	680万円	42年	2,340万円
18年	720万円	43年	2,410万円
19年	760万円	44年	2,480万円
20年	800万円	45年	2,550万円
21年	870万円	46年	2,620万円
22年	940万円	47年	2,690万円
23年	1,010万円	48年	2,760万円
24年	1,080万円	49年	2,830万円
25年	1,150万円	50年	2,900万円

1. 税率

市民税：6%
県民税：4%
※100円未満の端数切捨て

2. 区分



3. 税額の計算方法

- 一般退職手当等
(支払額 - 退職所得控除額) / 2 × 税率
- 短期退職手当等 [(支払額 - 退職所得控除額) ≤ 300万円]
(支払額 - 退職所得控除額) / 2 × 税率
- 短期退職手当等 [(支払額 - 所得控除額) > 300万円]
(支払額 - 退職所得控除額 - 150万円) × 税率
- 特定役員退職手当等
(支払額 - 退職所得控除額) × 税率

※ 特定役員とは、法人税法上の役員及び法人の経営に従事している一定の者、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

※ 税率を乗じる退職所得の金額 ((1)、(2)の(支払額 - 退職所得控除額) / 2、(3)の(支払額 - 退職所得控除額 - 150万円)、(4)の(支払額 - 退職所得控除額)) は、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※ 同年中に2以上の退職手当等が支払われる場合は、以前支払われた退職手当等と合わせて計算します。

※ 過去4年以内に退職一時金の支払がある場合や、過去19年以内に確定拠出年金の支払がある場合は、控除額から重複した勤続期間の控除額を差し引いて計算します。

4. 計算例（一般退職手当等の場合）

勤続年数24年1か月で、退職金14,223,632円が支払われた場合

- 退職所得控除額：11,500,000円（勤続年数は24年1か月→25年、右記早見表参照）
- 退職所得の金額：(14,223,632 - 11,500,000) / 2 = 1,361,816 → 1,361,000
- 税額：(市民税) 1,361,000 × 0.06 = 81,660 → 81,600
(県民税) 1,361,000 × 0.04 = 54,440 → 54,400
- 合計額：81,600 + 54,400 = 136,000

※障害退職の場合は、これに100万円を加算した額を控除額とします。

※1年未満の端数は1年繰り上げます。
例：14年3か月 → 15年

納入書の記入、修正、納入漏れについて

納入書の記入については、機械処理の都合上、以下の点に御注意くださるようお願い申し上げます。

☆納入金額に変更がない場合

何も記入する必要はありません。そのまま御使用ください。

☆納入金額に変更がある場合

印字されている納入金額(1)の金額と納入すべき金額が異なる場合は、各票の納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、各票の納入金額(2)の欄に内訳と合計額をそれぞれ記入してください。訂正印は不要です。
※右記参照

☆白紙の納入書をお使いになる場合

「〇年〇月分」「指定番号」「納入金額(2)」及び「納期限」を各票それぞれに記入してください。
※指定番号の書き忘れに御注意ください。

☆納入金額についての御注意

- ①金額の頭に「¥」マークは記入しないでください。
- ②筆記用具は黒ボールペンを御使用ください。
- ③数字は下記のような算用数字を使用し、枠内に記入してください。

・金額記入例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

☆納入漏れ等について

手違いによる納入漏れや、税額変更により差額分が不足した場合等は、一度納税課管理係(048-424-9602)まで御連絡ください。現在納入すべき金額について確認し、今後の納入方法について御案内させていただきます。

納入書に変更がある場合の記入例

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 2 3 0 5	00180-2-960420	新座市会計管理者
△△ ×× 年 月分	指定番号	納入金額(1) 円
	70000000	80,000
金額に変更があるときは、 納入金額(1)の金額を二重線で抹消し、正しい金額を納入金額(2)に記入してください。 (訂正印不要)	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 2 0 0 0 0
	退職所得分	
	延滞金	
	納入金額(2)	
納期限 △△年 ××月 ○○日	合計額	
	1 2 0 0 0 0	

例1
納入金額(1)の印字された金額と異なるとき

①納入金額(1)の金額を消します。
※訂正印は不要です。

②正しい金額を記入します。
※¥マークは不要です。

③合計額を記入します。
※¥マークは不要です。

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 2 3 0 5	00180-2-960420	新座市会計管理者
△△ ×× 年 月分	指定番号	納入金額(1) 円
	70000000	80,000
金額に変更があるときは、 納入金額(1)の金額を二重線で抹消し、正しい金額を納入金額(2)に記入してください。 (訂正印不要)	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 8 0 0 0 0 0
	退職所得分	1 3 0 0 0 0
	延滞金	
	納入金額(2)	
納期限 △△年 ××月 ○○日	合計額	
	2 1 0 0 0 0	

例2
退職所得、延滞金があるとき

①納入金額(1)の金額を消します。
※訂正印は不要です。

②金額を記入しなおします。
※¥マークは不要です。

③退職所得分(延滞金)の金額を記入します。退職所得の場合は裏面の納入申込書も記入します。
※¥マークは不要です。

納入場所

◎新座市役所本庁舎及び各出張所

◎新座市指定（収納代理）金融機関

埼玉りそな銀行
きらぼし銀行
東和銀行
武蔵野銀行
りそな銀行
ゆうちょ銀行
青木信用金庫
朝日信用金庫
青梅信用金庫
川口信用金庫
西京信用金庫
埼玉懸信用金庫
巢鴨信用金庫
西武信用金庫
多摩信用金庫
城北信用金庫
中央労働金庫
東京信用金庫
飯能信用金庫
あさか野農業共同組合

納期限内で、埼玉、東京、神奈川、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨のゆうちょ銀行・郵便局に限る。

上記以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、当初納入される際に、「指定通知書」をそのゆうちょ銀行及び郵便局に提出する必要があります。「指定通知書」は、新座市ホームページに納税課が掲載しておりますので、御利用ください。

※上記金融機関本店及び支店

納入・還付についての問合せ先
【納税課】048-424-9602

市民税・県民税の特別徴収については、左記の納付場所で納入書にて納入いただくか、下記①、②のいずれかの方法により納入してください。

下記①又は②の方法を御利用になる場合は、**指定番号（7から始まる7桁の数字）を必ず記入**してください。

① eLTAX（エルタックス）を利用して複数の地方団体へ一括して電子納税ができます（地方税共通納税システムによる納付）。

eLTAXを利用して、自宅やオフィスから、地方税（個人住民税（給与特別徴収分）、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）の納付手続を全ての地方公共団体へ一括して電子的に行うことができます。詳しくは、eLTAXのホームページを御覧ください。

eLTAXのホームページは で検索 🔍 「eLTAX」をクリック

地方税共通納税システムで納入すると...

- (1) 全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができ、納税事務の負担が軽減されます。
- (2) 事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税（個人住民税（給与特別徴収分）、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）を直接納税することができます。
- (3) 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。

② 金融機関の窓口に行かなくても納入が可能な住民税納入サービス（インターネットバンキング）も御利用できます。

金融機関の窓口に行かなくても、簡単に納入できる住民税納入サービスがあります。直接、預金口座の登録のある金融機関に申し込むことで、納入期日に預金口座から市民税県民税特別徴収税額が引き落とされ、市へ納入されるサービス（有料）です。納入し忘れが無くなり、事務の負担軽減にもつながります。

なお、サービスの有無や名称、手続方法、手数料などは各金融機関により異なりますので、御利用を希望される場合は、金融機関へ直接お問い合わせください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(普通徴収へ)

		〒	2 2 2 - 2 2 2 2		所在地 〇〇県××市△△1-23-4		特別徴収義務者 指定番号	7 7 7 7 7 7 7		※市区町村ごとに異なります							
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ		フリガナ カブシキガイシャ マルバツサンギョウ		宛名番号	3		※特別徴収税額通知書に記載							
		名称	株式会社 ○×産業		名称 株式会社 ○×産業		担当者 所属	人事課									
		法人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください		担当者 氏名	新座 花子									
(宛先) 新座市長		提出日	R 7 年 9 月 8 日				担当者 電話	1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0		内線 ()							
給与所得者	フリガナ	ニイザ タロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	未徴収税額の徴収方法						
	氏名	新座 太郎		旧姓 []								6 月から	9 月から	令和	3 ←下から番号を記入	3 ←下から番号を記入	
	生年月日	3 ←右から番号を記入	2. 大正	3. 昭和	4. 平成							62 年 1 月 1 日	8 月まで	5 月まで	7 年	1. 退職	1. 特別徴収継続
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2													8 月	2. 転勤	2. 一括徴収
	受給者番号	A 1 2 3													31 日	3. 休職・長期欠勤	3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 時点の住所	新座市 野火止1-1-1										120,000 円	30,000 円	90,000 円		4. 死亡	
現在の 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上								5. 支払少額・不定期								
									6. 合併・法人成り→変更届を提出								
									7. 会社解散								
									8. その他								
									事由・理由								
										※下段も記入※							

【一括徴収のお願い】
1月1日以降に退職する人については、一括徴収することが法律で義務付けられています(地方税法第321条の5)。
また、12月31日以前の退職でも本人が希望する場合や、外国人が帰国する場合は、一括徴収に御協力をお願いします。

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

【普通徴収】本人が納付書で直接納める方法

3. 普通徴収の場合

理由	1	←右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。(外国人が帰国される場合は、一括徴収に御協力をお願いします。)
			2. 異動が令和8年1月1日以降で、令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
			3. 死亡による退職であるため

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(一括徴収)

		所在地	〒 222-2222		特別徴収義務者 指定番号		7777777		※市区町村ごとに異なります		
		フリガナ	〇〇県××市△△1-23-4		宛名番号		3		※特別徴収税額通知書に記載		
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ		担当者 所属		人事課				
		フリガナ	株式会社 ○×産業		担当者 氏名		新座 花子				
		フリガナ	※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください		担当者 電話		123-456-7890		内線 ()		
		法人番号	55555555555555		担当者 連絡先						
(宛先) 新座市長		提出日		R 7年 9月 8日		異動の事由		未徴収税額の徴収方法			
フリガナ		氏名		ニイザ タロウ		1		←下から番号を記入		2	
フリガナ		氏名		新座 太郎		旧姓 []				←下から番号を記入	
生年月日		3		←右から番号を記入		2.大正 3.昭和 4.平成		62年 1月 1日			
個人番号		123456789012									
受給者番号		A123									
1月1日時点の住所		新座市		野火止1-1-1							
現在の住所		<input checked="" type="checkbox"/> 同上									
		特別徴収税額(年税額)		120,000 円							
		(イ) 徴収済額		6月 8月 まで							
		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		9月 5月 まで							
		異動日		令和 7年 8月 31日							
		事由・理由		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・法人成り→変更届を提出 7. 会社解散 8. その他							
		※下段も記入※									

【異動の事由が死亡の場合】
異動の事由が4. 死亡の場合は、未徴収税額について一括徴収することができません。
残りの税額は相続の対象となりますので、普通徴収として届け出てください。

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続きが必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

2. 一括徴収の場合

理由	1	←右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため (1月1日から4月30日までの間に異動した方は一括徴収することが義務付けられています。)	徴収予定月日	9月 20日	徴収予定額	90,000 円	左記の一括徴収した金額は	9	月分
										(翌月10日納期限分)で納入します。
										↑(ウ)と同じ金額

【一括徴収】最後の給料で、(ウ)未徴収税額分を事業所がまとめて納める方法

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(特別徴収継続)

		所在地	〒 222-2222		特別徴収義務者 指定番号		7777777		※市区町村ごとに異なります			
		フリガナ	〇〇県××市△△1-23-4		宛名番号		3		※特別徴収税額通知書に記載			
		名称	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ		担当者 連絡先		所属		人事課			
		フリガナ	株式会社 ○×産業		氏名		新座 花子					
		法人番号	5555555555555555		電話		123-456-7890		内線 ()			
(宛先) 新座市長		提出日		R 7年 9月 8日		異動の事由		未徴収税額の徴収方法				
給与所得者	フリガナ	ニイザ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	6	←下から番号を記入	1	←下から番号を記入	
	氏名	新座 太郎										旧姓 []
	生年月日	3	←右から番号を記入 2.大正 3.昭和 4.平成 62年 1月 1日									
	個人番号	123456789012										
	受給者番号	A123										
	1月1日 時点の住所	新座市 野火止1-1-1										
現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上											
		120,000	30,000	90,000	令和 7年 8月 31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・法人成り→変更届を提出 7. 会社解散 8. その他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)				

1. 特別徴収継続の場合(転勤先の事業所が記入)

特別徴収義務者 指定番号	新規 7888888	※市区町村ごとに異なります	法人番号	9999999999999999								
所在地	〒 333-3333		▽▽県◇◇市〇区**9876		担当者 連絡先	所属	代表					
フリガナ	ハア-サロンサンカク ニイザ ウメコ		氏名	新座 梅子								
名称	ハア-サロン▽ 新座 梅子		電話	12-1234-1234								
	※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください		内線 ()									

1. 特別徴収継続の場合(転勤元の事業所が記入)

新しい勤務先へは、月割額 **10,000** 円を **9** 月分(翌月10日納期限分)から納入するよう連絡済です。
※記載がない場合、提出月の2か月後又は3か月後を開始月とします。

受給者番号	
納入書の要否 (指定番号新規の場合)	2 ←右から番号を記入 1.必要 2.不要

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

ネットバンキング、共通納税システム、自社製の納入書等を使用していることにより、新座市の納入書を使用していない事業所は「不要」を選択してください。

御注意

また、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の住所を記載し、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先で本人から番号の住所を記載し、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先で本人から番号の住所を記載し、新勤務先へ送付願います。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎ 用紙が足りない場合は複写、もしくはホームページ上に書式を掲載していますので、御活用ください。

※機械処理を行うため枠内に記入してください。

市使用欄	入力	確認	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
------	----	----	----	--------	--------	--------

(宛先) 新座市長 R 年 月 日 提出	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	7	※市区町村ごとに異なります
	フリガナ		宛名番号		※特別徴収税額通知書に記載
	名称		担当者連絡先	所属	
	法人番号		氏名		
			電話		内線 ()

給与所得者	フリガナ		(イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日 令和 年 月 日	異動の事由 ←下から番号を記入	未徴収税額の徴収方法 ←下から番号を記入
	氏名	旧姓 []				
	生年月日	←右から番号を記入 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日				
	個人番号					
	受給者番号					
	1月1日時点の住所	新座市				
現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上					
	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	円	円	円		

1. 特別徴収継続の場合 (転勤先の事業所が記入)

特別徴収義務者指定番号	新規 7	※市区町村ごとに異なります	法人番号	
所在地	〒		担当者連絡先	所属
フリガナ			氏名	
名称			電話	
				内線 ()

※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください

1. 特別徴収継続の場合 (転勤元の事業所が記入)

新しい勤務先へは、月割額
 円を 月分(翌月10日
 納期限分) から納入するよう連絡済です。
 ※記載がない場合、提出月の2か月後又は3か月後を開始月とします。

2. 一括徴収の場合

理由	←右から番号を記入 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため (1月1日から4月30日までの間に異動した方は一括徴収することが義務付けられています。)	徴収予定月日	月 日	徴収予定額	円	左記の一括徴収した金額は 月分 (翌月10日納期限分)で納入します。
----	--	--------	-----	-------	---	---------------------------------------

↑(ウ)と同じ金額

3. 普通徴収の場合

理由	←右から番号を記入 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。(外国人が帰国される場合は、一括徴収に御協力をお願いします。) 2. 異動が令和8年1月1日以降で、令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	---

市使用欄 控：送付済 同封物・送付状記載事項：

【提出先】 〒352-8623 新座市野火止1丁目1番1号
 新座市役所財政部課税課 電話 048-424-9601

特別徴収切替届出(依頼)書

記入例

(宛先) 新座市長 R 7 年 9 月 1 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 2 2 2 - 2 2 2 2 〇〇県××市△△1-23-4										特別徴収義務者 指定番号	※市区町村ごとに異なります							
			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ											新規	7 7 7 7 7 7						
			名称	株式会社 ○×産業										担当者 連絡先	所属	人事課						
			法人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5											氏名	新座 花子						
			フリガナ	ニイザ タロウ										普通徴収 切替期別	3 期以降の切替えを希望します。(1~4期の中から選択してください。) 普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えることができません。 本人が納めるように必ずお伝えください。							
			氏名	新座 太郎 旧姓 []																		
			生年月日	3 ←右から番号を記入 2.大正 3.昭和 4.平成 62年 1月 1日										特別徴収 開始予定月	11 月分(翌月10日納期限)から特別徴収を開始します。 開始予定月の前々月の10日を提出期限(例:10月からの徴収開始を希望する場合、8月10日までに提出)とさせていただきます。新座市からの月割額の電話連絡は行っておりませんので御了承ください。特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡いたします。なお、通知書の発送は、原則本届出を受理した月の翌月末頃となります。 ※記載がない場合は、提出月の2か月後又は3か月後を開始月とさせていただきます。							
			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																		
			1月1日時点の住所	新座市 野火止1-1-1										届出理由	2 ←右から番号を記入 1.入社 2.その他[育休復帰]							
			現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上																		
			受給者番号	A 1 2 3 ※事業所で管理している番号等があれば記入してください。										普通徴収の納付書 同封の有無	1 ←右から番号を記入 1.有 2.無		普通徴収時の 口座振替有無	2 ←右から番号を記入 1.有 2.無		納入書の要否 (指定番号新規の場合)	2 ←右から番号を記入 1.必要 2.不要	
			納税通知書 番号	0 0 1 1 1 1 1 1 1 1																		

普通徴収時の市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書や納付書に記載してある通知書番号がわかる場合は記載してください。

二重納付を防ぐため、普通徴収の未納付の納付書がある場合は同封してください。

普通徴収時に、住民税を口座から引き落とす登録をされていた方は「有」を選択してください。

ネットバンキング、共通納税システムの利用や自社の納入書の使用など、新座市からの納入書の送付が必要ない事業所は「不要」を選択してください。

特別徴収切替届出(依頼)書

◎ 用紙が足りない場合は複写、もしくはホームページ上に書式を掲載していますので、御活用ください。

※機械処理を行うため枠内に記入してください。

市使用欄		入力	確認	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 兩年度			
特別徴収義務者指定番号		※市区町村ごとに異なります								
新規		7								
担当者連絡先		所属								
		氏名								
		電話								
		内線 ()								
所在地		〒								
フリガナ										
名称		※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください								
法人番号										
給与支払者										
市使用欄										
(宛先) 新座市長										
R 年 月 日 提出										
給与所得者	フリガナ									
	氏名	旧姓 []								
	生年月日	←右から番号を記入 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日								
	個人番号									
	1月1日時点の住所	新座市								
	現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上								
受給者番号	※事業所で管理している番号等があれば記入してください。									
納税通知書番号										
普通徴収切替期別	普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えることができません。本人が納めるように必ずお伝えください。									
普通徴収	期以降の切替えを希望します。(1~4期の中から選択してください。)									
特別徴収	月分(翌月10日納期限)から特別徴収を開始します。									
開始予定月	開始予定月の前々月の10日を提出期限(例:10月からの徴収開始を希望する場合、8月10日までに提出)とさせていただきます。新座市からの月割額の電話連絡は行っておりませんので御了承ください。特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡いたします。なお、通知書の発送は、原則本届出を受理した月の翌月末頃となります。※記載がない場合は、提出月の2か月後又は3か月後を開始月とさせていただきます。									
届出理由	←右から番号を記入 1. 入社 2. その他 []									
普通徴収の納付書同封の有無	←右から番号を記入 1. 有 2. 無		普通徴収時の口座振替有無		←右から番号を記入 1. 有 2. 無		納入書の要否(指定番号新規の場合)		←右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	

【添付書類】

・普通徴収の納付書

二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。

※口座振替の場合は不要です。

※納入書の添付がない場合も切替えの手続きは可能です。

【注意事項】

その年の4月1日時点で65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

市使用欄	確認・住申・特給・普給・年社・その他		有・無	控: 送付済
	同封納付書: 1期・2期・3期・4期・その他()			
	送付状記載事項:			

新座市
R7年度

【提出先】 〒352-8623 新座市野火止1丁目1番1号 新座市役所財政部課税課 電話 048-424-9601